

2025年3月3日

お知らせ

外国送金ご依頼時における「ご依頼人住所」について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では、「外国送金」サービスにおいて、「犯罪収益移転防止法」に基づく銀行の通知義務として、「本人特定事項(※)」を関係銀行へ通知することが求められております。

※ 個人の場合：氏名、住居および取引口座番号

法人の場合：名称、本店もしくは主たる事務所の所在地および取引口座番号

現在、外国送金をご依頼いただく際、「ご依頼人英文住所」欄に「営業所住所」を使用されているお客さまにつきましては、上記義務への対応として、当行から関係銀行あてに「本店住所」を通知しております。

今般、法令順守およびマネーロンダリングへの対応強化の観点から、2025年4月以降順次「ご依頼人英文住所」欄に「本店住所」を記載する対応へと変更いたしますので、外国送金をご依頼いただく際は、「営業所住所」ではなく「本店住所」をご使用いただきますようお願い申し上げます。

なお、お受取人あてに「営業所住所」の通知が必要となる場合は、「受取人へのメッセージ」欄に「OFFICE ADDRESS～」等とご記載いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

以 上